

資格取得並びに研修受講に係る支援制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人藤崎台童園職員の資格取得を支援するとともに、研修受講に要する費用の一部を助成することによって、職員の職務遂行能力の向上と、資格取得及び自主研修に対する動機づけを図ることを目的とする。

(対象となる資格及び研修)

第2条 支援の対象となる資格及び研修は、児童養護施設藤崎台童園園長並びに保育所藤崎台保育園園長（以下「園長」という。）が職務上有益と認める資格及び研修に限るものとする。

(支援の内容)

第3条 支援の内容は以下のとおりとし、会場までの交通費、宿泊料などは含まないものとする。

- (1) 資格取得のための受験費用（検定料等）の補助
- (2) 研修受講費用（入学金、受講料等）の補助
- (3) 受験に必要な時間、研修会等に参加している時間は、児童養護施設藤崎台童園就業規則第45条並びに保育所藤崎台保育園就業規則第45条に基づき出勤しているものとみなし就労義務を免除する。

(補助限度額)

第4条 前条に規定する補助の額は、職員一人につき受験費用、研修受講費用それぞれ年1回、あわせて年間10万円を限度とする。

(支援の申込み)

第5条 この制度の利用を希望する職員は、受験費用並びに研修受講費用の明細書と実際に受験並びに研修受講したことを証する書類（願書の写し、修了証等）を添えて、受験あるいは研修受講後1か月以内に、資格取得並びに研修受講に係る支援申込書（別紙様式第1号）を園長に提出しなければならない。

(支援の決定)

第6条 園長は、前条の申込みを受けたときはその内容を審査し、審査の結果を本人に通知するとともに、支援が必要と認めるときは、本人に対し支援金を交付するものとする。

(結果の報告)

第7条 前条の支援を受ける職員は、受験の結果並びに研修受講の結果を園長に報告するとともに、資格を取得した場合や研修を修了した場合は、資格取得証、研修修了証の写しを園長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

資格取得並びに研修受講に係る支援申込書

平成 年 月 日

児童養護施設藤崎台童園
園長 北村 直登 様

職 種
氏 名 印

資格取得並びに研修受講に係る支援制度要綱第 5 条の規定に基づき、支援を
申し込みます。

資格の名称	
研修の名称	
受験または受講 (該当するものに○)	受 験 ・ 研修受講
受験費用 研修受講費用	円
受験日 研修修了日	平成 年 月 日

様式第 1 号

資格取得並びに研修受講に係る支援申込書

平成 年 月 日

保育所藤崎台保育園
園長 八高 雪枝 様

職 種
氏 名 印

資格取得並びに研修受講に係る支援制度要綱第 5 条の規定に基づき、支援を
申し込みます。

資格の名称	
研修の名称	
受験または受講 (該当するものに○)	受 験 ・ 研修受講
受験費用 研修受講費用	円
受験日 研修修了日	平成 年 月 日

